

第10 結 論

1 BIRPIからWIPOへ

1967年6月12日から7月14日までの長期間にわたりストックホルムではBIRPIの“Intellectual Property Conference”が開かれた。この会議の議題(a)に“General Revision of the Berne Convention”があり、ベルヌ条約の一般規定が議論の対象となり、著作権保護の本質が問題となり改正条約が締結された。

しかし思うに、BIRPIは著作権だけのベルヌ条約に関する議題、工業所有権だけのパリ条約に関する議題と、それぞれに分けて重大な問題を議論していることに、私は根本的な疑問をもっている。

すなわち、現在のBIRPIそしてこれから出来ようとしているWIPOにしても、その成立の動機がベルヌ同盟とパリ同盟の単なる機械的形式的な結合機関でしかないのならば、はたしてこのままでよいのかと言いたい。思うに、BIRPIやWIPOの成立の動機は単に二つの同盟の機械的な結びつきや国際上の連絡機関の必要性ということだけからではなく、そこには本質的に共通なものがあつたからである。

これが知的所有権（知的創造権、頭脳的創造権）の保護のための機構であるならば、BIRPIはどうして、私がこの論文で研究したような本質的な問題と、これから出てくる最も妥当な法的保護の問題について総合的に深く突っ込んで考え、世界的に統一した保護の結論を出そうとしないのだろうか。

BIRPIは昨年「特許協力協定(PCT)案」を作成して各国へ提案しているけれども、この案の目的はBIRPI自身も言明しているように、非常に狭い。この協定は出願および審査の段階を規定しているにすぎず、その実施については各国の現行機関に頼っている。サーチや審査の仕事が分散される。したがって、この案はEEC 6か国やスカンジナビア諸国の特許制度案とは違い、特許付与後に生ずる諸問題についてはまったく規定をもたず、特許付与自体は各締約国の独立主権の下でなされる。

このようなBIRPIの案では本当のところ中途半端である。工業所有権保護をめぐる国際協力の問題を取り上げ、これを議論してきたBIRPIは、単に世界各国への特許等の出願や審査の方法を規定するだけにとどまらず、権利保護のためにでき得る最低限の規定も置くべきである。その一つに権利の保護期間の問題がある。特許権や商標権の保護期間については各国間にそれほど差はないけれども、意匠権の保護期間については著作権との関係がからんでいることから、きわめて変化に富んでいる。

2 デザイン保護の調和

著作権の保護期間とはといえば、ベルヌ条約ストックホルムアクトによれば個人の場合は、著作者の生存中および死後50年間である(7条1項)。

しかし、なぜ個人の著作物は死後50年までも独占的に保護されなければならないのだろうか。

思うに、普通の文学的および美術的作品の作者という者は、自分から功を求めたり

財を追ったりしない。かえって、そのような功名心や財欲心を持つことを嫌う。それよりも純粹に自分の精神的欲望を実現するために作品の完成に没頭する。たとえ見る者の評価に対する意識が働いたとしても。

こういう文学や美術の作品に対して、著作者自身の人格的保護を与えるよりは、遺族の経済的保護を図るために死後50年の保護を与えることは、かえって作者の意思に反するばかりでなく、知的創造権理論に基く工業所有権へのアプローチ傾向に反するのである。

一方、インダストリアルデザインを保護する意匠権については、これをベルヌ条約ストックホルム条約におけるように、出願日（登録日ではなく）から25年位の保護は妥当である（審査主義をとる国においては出願日に遡及して）。また、特許権についても出願日（審査主義をとっても）から25年位の保護は妥当であると考えられる。公共性との均衡を考慮しても、25年間の保護は決して長くない。そればかりか、人間の科学技術における知的創造物を保護するためには、100年の4分の1の位の独占的保護は許されるだろう。

BIRPIという国際機構がなぜ生まれ、また新たにWIPOという国際機構がなぜ生まれたのか。世界の識者は、なぜこのような国際的な機構が必要であり、何が一体この機構設立の本質になっているのかを、もう一度考えてみる必要がある。

“Intellectual Property”とは一体何であり、何を保護するものなのか。われわれの疑問は、まずここから始まらなければならない。

以上で、私の研究論文の発表は終わった。そしてこの論旨は、インダストリアルデザインから入り、知的創造権について本質的に思考した一つの方法論であった。したがって、まずこのような考え方について世界の関係識者は議論をしてもらいたいのである。この研究に対する大方の批判を待つ次第である。

〔37年後の後記〕

私がこの本格的な長い論文を発表して以来、37年の月日が経過しているから、法律や条約や国際機構の変化は多々あるけれども、全体を流れるインダストリアルデザインの美と保護に関する私の基本的な考え方に変化はないとともに、難しい問題に取り組んだものだと反省している。

前記の時間の経過の中で、最も変化があったのは英国であり、1956年著作権法第10条の規定の削除とこれにともなう1968年デザイン著作権法の制定、長い検討審議の期間を経た後の1988年著作権デザイン特許法の制定、そしてEUデザイン指令に基く改正登録デザイン法の制定（2001年12月9日施行）である。また、ヨーロッパ共同体が設立した商標とデザインの登録機関の発足に伴うEUデザイン指令とEUデザイン法の制定であり、後者では非登録デザイン権の2002年3月6日施行と登録デザイン権の2003年4月1日施行の2スキームシステムの導入を挙げることができる。また、EUデザイン指令およびデザイン法の制定のモデルを委託されたマックス・ブ

ランク研究所（ミュンヘン）が発表した「デザイン・アプローチ」という第三の考え方が注目される。

さらに、デザインの国際登録に関する新ヘーグ協定が1999年6月に締結成立したが、これが2003年12月23日に発効し、現在 10か国が新協定に加盟している。この新協定は、私もWIPOの専門家委員会や外交会議にAPAA代表で出席しているが、審査国と無審査国との調和の上に成立しているから、わが国のような審査国も加盟できるメリットは十分あるように見える。

いずれにせよ、インダストリアルデザインの法的保護に対しては、その保護対象の拡大とともに世界の産業界の関心を集めている分野であることは間違いない。そこで要は、わが国産業界の発言に特許庁がよく理解を示して新制度の確立にリーダーシップを取れるかどうかにかかっているといえる。（2004年12月記）